

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年10月25日
【会社名】	K & O エナジーグループ株式会社
【英訳名】	K & O Energy Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 吉井 正徳 代表取締役社長 渡部 均
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	関東天然瓦斯開発株式会社 総務部マネージャー 中山 正吾 大多喜ガス株式会社 総務部 総務グループマネージャー 新井 賢太郎
【最寄りの連絡場所】	関東天然瓦斯開発株式会社 東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号 大多喜ガス株式会社 千葉県茂原市茂原661番地
【電話番号】	関東天然瓦斯開発株式会社 03(3241)5511(代表) 大多喜ガス株式会社 (0475)24-0010(代表)
【事務連絡者氏名】	関東天然瓦斯開発株式会社 総務部マネージャー 中山 正吾 大多喜ガス株式会社 総務部 総務グループマネージャー 新井 賢太郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	59,954,401,966円 (注) 本訂正届出書提出日において未確定であるため、関東天然瓦斯開発株式会社(以下「関東天然瓦斯開発」といいます。)及び大多喜ガス株式会社(以下「大多喜ガス」といいます。)の平成25年6月30日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年10月24日及び平成25年10月23日にそれぞれ開催された関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの臨時株主総会において、株式移転計画が承認されたこと等に伴い、平成25年10月7日に提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため、また、両社の臨時株主総会議事録の写しを添付書類として追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成(公開買付け)に関する情報

第1 組織再編成(公開買付け)の概要

1 組織再編成の目的等

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係

(1)提出会社の企業集団の概要

提出会社の企業集団の概要

3 組織再編成に係る契約

1. 株式移転計画の内容の概要

7 組織再編成に関する手続

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

4 事業のリスク

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

臨時報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しています。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	31,342,470株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、K & Oエナジーグループ株式会社(以下「当社」といいます。)における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。(注)4

(注)1 関東天然瓦斯開発の発行済株式総数60,996,473株(平成25年6月30日時点)及び大多喜ガスの発行済株式総数17,424,000株(平成25年6月30日時点)に基づいて記載しております。但し、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、それぞれ、本株式移転(以下(注)2で定義します。以下同様です。)の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、関東天然瓦斯開発が平成25年6月30日時点で保有する自己株式である普通株式10,965,737株、大多喜ガスが平成25年6月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,606,245株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までに関東天然瓦斯開発又は大多喜ガスの新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。

- 2 普通株式は、平成25年8月8日に開催された関東天然瓦斯開発及び大多喜ガス両社の取締役会の決議(株式移転計画の承認)並びに平成25年10月23日に開催予定の大多喜ガスの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)及び平成25年10月24日に開催予定の関東天然瓦斯開発の臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。

(後略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	31,342,470株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、K & Oエナジーグループ株式会社(以下「当社」といいます。)における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式です。また、単元株式数は100株であります。(注)4

- (注)1 関東天然瓦斯開発の発行済株式総数60,996,473株(平成25年6月30日時点)及び大多喜ガスの発行済株式総数17,424,000株(平成25年6月30日時点)に基づいて記載しております。但し、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、それぞれ、本株式移転(以下(注)2で定義します。以下同様です。)の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、関東天然瓦斯開発が平成25年6月30日時点で保有する自己株式である普通株式10,965,737株、大多喜ガスが平成25年6月30日時点で保有する自己株式である普通株式1,606,245株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、当社が発行する上記株式数は変動することがあります。また、本株式移転の効力発生の直前までに関東天然瓦斯開発又は大多喜ガスの新株予約権の行使等がなされた場合においても、当社が交付する新株式数は変動することがあります。
- 2 普通株式は、平成25年8月8日に開催された関東天然瓦斯開発及び大多喜ガス両社の取締役会の決議(株式移転計画の承認)並びに平成25年10月23日に開催された大多喜ガスの臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)及び平成25年10月24日に開催された関東天然瓦斯開発の臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。

(後略)

第二部【組織再編成(公開買付け)に関する情報】

第1【組織再編成(公開買付け)の概要】

1【組織再編成の目的等】

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団との関係

(1)提出会社の企業集団の概要

提出会社の企業集団の概要

(訂正前)

当社設立後の、当社と関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの状況は以下のとおりです。

関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、両社の臨時株主総会における承認を前提として、平成26年1月6日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

(後略)

(訂正後)

当社設立後の、当社と関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの状況は以下のとおりです。

関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、平成26年1月6日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

(後略)

3【組織再編成に係る契約】

1. 株式移転計画の内容の概要

(訂正前)

関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、両社臨時株主総会による承認を前提として、平成26年1月6日(予定)に、当社を株式移転設立完全親会社、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を、平成25年8月8日開催の両社の取締役会の決議に基づき作成いたしました(以下「本株式移転計画」といいます。)

本株式移転計画に基づき、関東天然瓦斯開発の普通株式1株に対して当社の普通株式0.5株を、大多喜ガスの普通株式1株に対して当社の普通株式0.4株を割当て交付いたします。本株式移転計画においては、平成25年10月23日に開催される大多喜ガスの臨時株主総会及び平成25年10月24日に開催される関東天然瓦斯開発の臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、剰余金の配当等につき規定されております(詳細につきましては、後記「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

(訂正後)

関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、平成26年1月6日(予定)に、当社を株式移転設立完全親会社、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を、平成25年8月8日開催の両社の取締役会の決議に基づき作成いたしました(以下「本株式移転計画」といいます。)

本株式移転計画に基づき、関東天然瓦斯開発の普通株式1株に対して当社の普通株式0.5株を、大多喜ガスの普通株式1株に対して当社の普通株式0.4株を割当て交付いたします。本株式移転計画においては、平成25年10月23日に開催される大多喜ガスの臨時株主総会及び平成25年10月24日に開催される関東天然瓦斯開発の臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、剰余金の配当等につき規定されております(詳細につきましては、後記「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

7【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

(訂正前)

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスが発行する会社法第808条第3項第3号に定める新株予約権に係る同法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、関東天然瓦斯開発においては大多喜ガスの、大多喜ガスにおいては関東天然瓦斯開発の最終事業年度に係る計算書類等の内容、関東天然瓦斯開発においては大多喜ガスの、大多喜ガスにおいては関東天然瓦斯開発の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象、並びに 関東天然瓦斯開発においては関東天然瓦斯開発の、大多喜ガスにおいては大多喜ガスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を記載した書面を、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの本店に平成25年10月8日よりそれぞれ備え置くこととします。

(後略)

(訂正後)

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスが発行する会社法第808条第3項第3号に定める新株予約権に係る同法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、関東天然瓦斯開発においては大多喜ガスの、大多喜ガスにおいては関東天然瓦斯開発の最終事業年度に係る計算書類等の内容、関東天然瓦斯開発においては大多喜ガスの、大多喜ガスにおいては関東天然瓦斯開発の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象、並びに 関東天然瓦斯開発においては関東天然瓦斯開発の、大多喜ガスにおいては大多喜ガスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を記載した書面を、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの本店に平成25年10月8日よりそれぞれ備え置いております。

(後略)

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

(訂正前)

株式移転計画承認取締役会(両社)	平成25年8月8日(木)
臨時株主総会基準日公告(両社)	平成25年8月9日(金)
臨時株主総会基準日(両社)	平成25年8月31日(土)
株式移転計画承認臨時株主総会(大多喜ガス)	平成25年10月23日(水)(予定)
株式移転計画承認臨時株主総会(関東天然瓦斯開発)	平成25年10月24日(木)(予定)
上場廃止日(両社)	平成25年12月26日(木)(予定)
当社設立登記日(効力発生日)	平成26年1月6日(月)(予定)
当社株式新規上場日	平成26年1月6日(月)(予定)

(後略)

(訂正後)

株式移転計画承認取締役会(両社)	平成25年8月8日(木)
臨時株主総会基準日公告(両社)	平成25年8月9日(金)
臨時株主総会基準日(両社)	平成25年8月31日(土)
株式移転計画承認臨時株主総会(大多喜ガス)	平成25年10月23日(水)
株式移転計画承認臨時株主総会(関東天然瓦斯開発)	平成25年10月24日(木)
上場廃止日(両社)	平成25年12月26日(木)(予定)
当社設立登記日(効力発生日)	平成26年1月6日(月)(予定)
当社株式新規上場日	平成26年1月6日(月)(予定)

(後略)

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

(訂正前)

平成25年8月8日	関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、 <u>臨時株主総会の承認を前提として</u> 、取締役会において承認のうえ、「株式移転計画書」を作成
平成25年10月23日	大多喜ガスの臨時株主総会において、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスが共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議(予定)
平成25年10月24日	関東天然瓦斯開発の臨時株主総会において、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスが共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議(予定)
平成26年1月6日	関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスが株式移転の方法により当社を設立(予定) 当社の普通株式を東京証券取引所に上場(予定) (後略)

(訂正後)

平成25年8月8日	関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスは、取締役会において承認のうえ、「株式移転計画書」を作成
平成25年10月23日	大多喜ガスの臨時株主総会において、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスが共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議
平成25年10月24日	関東天然瓦斯開発の臨時株主総会において、関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスが共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議
平成26年1月6日	関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスが株式移転の方法により当社を設立(予定) 当社の普通株式を東京証券取引所に上場(予定) (後略)

第2【事業の状況】

4【事業等のリスク】

(訂正前)

当社は本届出書提出日現在において設立されておませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうることが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは下記(2)及び(3)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものであります。

(1)経営統合に関するリスク

当社の設立は平成26年1月6日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスで進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

・臨時株主総会で承認が得られないリスク

- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更となるリスク
- ・経済情勢の急激な変化、金融市場の混乱等により予定通りに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(後略)

(訂正後)

当社は本訂正届出書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスの完全親会社となるため、当社の設立後は本訂正届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクは下記(2)及び(3)のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本訂正届出書提出日現在において判断したものであります。

(1)経営統合に関するリスク

当社の設立は平成26年1月6日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を関東天然瓦斯開発及び大多喜ガスで進めておりますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更となるリスク
- ・経済情勢の急激な変化、金融市場の混乱等により予定通りに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(後略)

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【臨時報告書】

(訂正前)

関東天然瓦斯開発

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成25年10月7日)までに、以下の臨時報告書を提出。

- (a) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成25年3月29日関東財務局長に提出。
- (b) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成25年8月9日関東財務局長に提出。

大多喜ガス

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日(平成25年10月7日)までに、以下の臨時報告書を提出。

- (a) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成25年3月28日関東財務局長に提出。
- (b) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成25年8月8日関東財務局長に提出。

(訂正後)

関東天然瓦斯開発

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日(平成25年10月25日)までに、以下の臨時報告書を提出。

- (a) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成25年3月29日関東財務局長に提出。
- (b) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成25年8月9日関東財務局長に提出。
- (c) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成25年10月25日関東財務局長に提出。

大多喜ガス

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日(平成25年10月25日)までに、以下の臨時報告書を提出。

- (a) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成25年3月28日関東財務局長に提出。
- (b) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成25年8月8日関東財務局長に提出。
- (c) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を平成25年10月24日関東財務局長に提出。